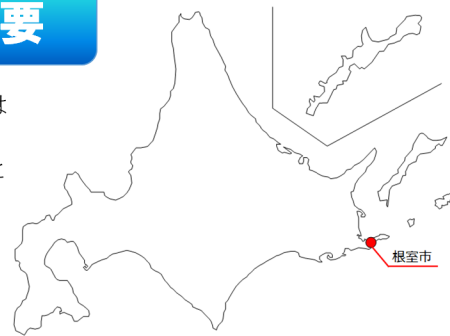


根室市企業立地促進条例による助成の概要

根室市内における企業の立地を促進するため、市内に事業所等を新設又は増設する際にご活用いただける制度についてご案内します。

各助成の活用については、工事や設備投資等に着手する前に申請が必要となりますので、計画がある場合には、対象要件や必要な手続きについて、下記の問合せ先までご相談ください。



1. 各種補助金

種類	対象施設	対象業種	対象要件	補助金等の額	限度額
投資額を基準とする助成	工場	製造業	【新增設】 ・投資額が2,500万円以上 ・雇用増が5人以上	投資額の5%以内	5,000万円
	情報サービス業 関連施設	情報通信業			
	試験研究施設	学術研究			
	宿泊施設	宿泊業 (旅館・ホテル)	【新增設】 ・投資額が2,500万円以上 ・雇用増が5人以上	投資額の3%以内	
	物流施設	運輸業、卸売業			
雇用増を基準とする助成	投資額を基準とする助成を受けた施設・業種		【新增設】 ・投資額が2,500万円以上 ・雇用増が5人以上	雇用増となる常時雇用する従業員の区分に応じて 1人当たり 30万円～50万円	年間1,000万円 (3年3,000万円)
	コールセンター設置にかかる助成を受けた施設・業種		・雇用増が15人以上 ※投資額の要件なし		
コールセンター設置 にかかる助成	コールセンター	コールセンター業	・雇用増が15人以上 ※投資額の要件なし	・施設賃借料の1/2以内 (年500万円上限) ・通信回線料の1/2以内 (年500万円上限)	年間1,000万円 (3年3,000万円)

※宿泊業において施設の投資を行う事業者と経営を行う事業者が別な場合は、投資を基準とする助成（固定資産税等の課税免除を含む）における雇用増の要件は経営を行う事業者において満たす必要があるもの。

2. 課税の免除

種類・対象施設・対象業種	対象要件	免除期間
投資額を基準とする助成を受けた施設・業種	・投資額2,500万円以上 ・雇用増5人以上	3年間 固定資産税等の課税免除
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する承認地域経済牽引事業者を対象として根室市内における承認地域経済牽引事業のための施設	・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、地域経済牽引事業計画の申請を行い、承認を受けたもの	

※土地については取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。

【問合せ先】

根室市水産経済部企業誘致推進室

電話番号：0153-23-6111（内線2271）

FAX番号：0153-24-8692

e-mail：Suk_Kigyoyuuchi@city.nemuro.hokkaido.jp